

平成 21 年 11 月 10 日

各 位

会社名 日本風力開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 塚脇 正幸
(コード番号 2766 東証マザーズ)
問合せ先 取締役常務執行役員 小田耕太郎
(TEL : 03-3519-7250)

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 10 日開催の当社取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 本資金調達目的

当社グループは平成 21 年 9 月末現在、国内外において 23 ヶ所の風力発電所（設備容量 272,450kW：試運転中を含む）の運転を行っており、売電部門を中心に事業は順調に拡大しております。事業環境としては、国内におきましては温暖化防止に向けた CO2 排出量削減目標の設定、全量買取方式の再生可能エネルギーに対する固定価格買取制度の早期導入の検討、海外各国ではエネルギー源構成の見直しに基づく風力発電の大量導入が進むなど、当社グループの事業に追い風が吹いていると認識しております。

そうした中、当社連結子会社の二又風力開発株式会社では、世界初となる大容量蓄電池併設型風力発電所を開発し、従来風力発電の弱点であった不規則な出力が電力系統へ与える影響について、その弱点を克服することに成功しております。

この発電所の蓄電制御技術は不規則な風力発電所からの電気出力を必要なタイミングで、必要な量だけ出力できるものであり、且つ、それを非常に高効率で行うものです。この技術によって、風力発電のみならず不規則な出力が宿命でもある太陽光発電を含む自然エネルギー一般の弱点が効果的に補正されることになるため、自然エネルギーの大量導入を図る内外の政府、企業から大きな注目を集めており、当社から一部企業向けに技術供与を開始しております。

このような環境下、当社グループは国内の大型風力発電所の開発促進、蓄電制御技術の海外での展開を目的とし、当社グループの企業価値の更なる向上を図るための投資を行っていくために、この度、新株発行による資金調達を決議致しました。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

II. 募集等の概要

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|--|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 20,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成21年11月17日（火）から平成21年11月20日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、三菱UFJ証券株式会社、日興コーディアル証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成21年11月25日（水）から平成21年11月30日（月）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 1株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 塚脇正幸に一任する。 | |
| (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- | | |
|----------------|--|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 3,000株
なお、売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 三菱UFJ証券株式会社 3,000株 |
| (3) 売出価格 | 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、一般募集におけ |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- る発行価格(募集価格)と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、三菱UFJ証券株式会社が当社株主から 3,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
 - (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
 - (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
 - (7) 申 込 株 数 単 位 1 株
 - (8) 売出価格、その他本オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 塚脇正幸に一任する。
 - (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、本オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 3,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 の 額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 三菱UFJ証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 (申 込 期 日) 平成 21 年 12 月 16 日 (水)
- (6) 払 込 期 日 平成 21 年 12 月 17 日 (木)
- (7) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (8) 上記 (5) に記載の申込期間(申込期日)内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 塚脇正幸に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

<オーバーアロットメントによる売出し等について>

前記「2. 当社株式の売出し (オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行 (一般募集)」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である三菱UFJ証券株式会社が当社株主から 3,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、3,000 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われなない場合があります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を三菱UFJ証券株式会社に取得させるために、当社は平成21年11月10日（火）開催の取締役会において、三菱UFJ証券株式会社が割当先とする当社普通株式3,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成21年12月17日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

また、三菱UFJ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成21年12月11日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱UFJ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱UFJ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって三菱UFJ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

Ⅲ. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

- | | | |
|---------------------|----------|---------------------|
| (1) 現在の発行済株式総数 | 127,027株 | (平成21年11月10日現在)(注)1 |
| (2) 公募増資による増加株式数 | 20,000株 | |
| (3) 公募増資後の発行済株式総数 | 147,027株 | (注)1 |
| (4) 第三者割当増資による増加株式数 | 3,000株 | (注)2 |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数 150,027 株 (注) 1、(注) 2

- (注) 1. 当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりますが、平成 21 年 11 月 1 日以降の権利行使による増加分は含まれておりません。
2. 前記「Ⅱ. 募集等の概要 3. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対し三菱UFJ 証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

IV. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の公募増資による手取概算額 6,545,150,000 円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限 982,497,500 円と合わせ、手取概算額合計上限 7,527,647,500 円について、海外で開発予定の蓄電制御技術案件の投資資金に 300,000,000 円を充当し、残額は、当社グループ（胎内風力開発株式会社、銭函風力開発株式会社、松前風力開発株式会社の 3 社）における設備投資資金の一部及び今後開発を計画している風力発電設備投資のための子会社への投融資資金の一部に充当する予定です。

なお、当社の重要な設備の新設等の計画については、平成 21 年 9 月 30 日現在以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類 別セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定年 月		完成後の 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完成	
江差風力開発 株	東京都 港区	売電事業	風力発電 設備	6,000,000	110,421	自己資金及 び借入金	平成 21 年 3 月	平成 22 年 5 月	19,500kW
胎内風力開発 株	東京都 港区	売電事業	風力発電 設備	8,000,000	75,837	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成 21 年 3 月	平成 24 年 1 月	20,000kW
由良風力開発 株	和歌山 県 日高郡	売電事業	風力発電 設備	3,000,000	67,635	自己資金及 び借入金	平成 21 年 11 月	平成 23 年 8 月	10,000kW
銭函風力開発 株	東京都 港区	売電事業	風力発電 設備	11,700,000	19,969	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成 22 年 2 月	平成 24 年 10 月	40,000kW
松前風力開発 株	東京都 港区	売電事業	風力発電 設備	9,900,000	—	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成 22 年 2 月	平成 25 年 3 月	40,000kW

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の調達資金による今期の業績見通しに変更はありませんが、前記Ⅳ. (1)に記載の使途に調達資金を充当することにより、業容拡大、収益力の向上及び財務体質の強化を見込んでおります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

V. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、従来以上に積極的に風力発電所建設を行う計画であることから、風力発電所建設に必要な設備資金と風力発電事業における収支のバランスを勘案し、内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めておりますが、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。なお、この剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、競合他社との普遍的な要素となる「好立地の開拓」と我が国における風力発電市場拡大の阻害要因である「系統問題への技術的対応」といった当社グループが当面注力すべき課題に対応するために有効投資して参りたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
1株当たり連結当期純利益	2,614.74円	6,403.68円	6,798.50円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	1,500円 (-1円)	1,800円 (-1円)	2,000円 (-1円)
実績連結配当性向	57.4%	28.1%	29.4%
自己資本連結当期純利益率	3.41%	7.16%	6.14%
連結純資産配当率	2.0%	2.1%	1.8%

(注) 1. 自己資本連結当期純利益率は、当該決算期間の連結当期純利益を連結貸借対照表の自己資本(期首の純資産合計と期末の純資産合計の平均)で除した数値であります。

2. 連結純資産配当率は、当該決算期の普通株式に係る1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産(期首1株当たり連結純資産と期末1株当たり連結純資産の平均)で除した数値であります。

VI. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定並びに会社法第236条、第238及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。また、平成21年9月25

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

日付で第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行しております。なお、今回の増資後の発行済株式総数の上限（前記Ⅲ. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移を参照のこと）に対する以下のストックオプション及び新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて権利行使された場合に発行される当社普通株式の数の比率は6.52%となる見込みです。

ストックオプションの状況(平成21年11月9日現在)

株主総会決議日	新株予約権の目的となる株式の数(残数)	行使時の払込金額	行使期間
平成14年7月22日	120株	66,667円	自平成16年7月26日 至平成24年7月22日
平成15年6月23日	555株	265,232円	自平成17年7月26日 至平成24年7月25日
平成16年6月28日	493株	186,796円	自平成18年7月26日 至平成26年6月27日
平成19年6月25日	1,393株	239,656円	自平成21年7月11日 至平成29年6月24日
平成21年6月23日	340株	371,175円	自平成22年10月14日 至平成32年10月13日

(注) 平成21年11月10日開催の当社取締役会において決議された公募及び第三者割当による新株式発行により、新株予約権の行使時の払込金額は調整されることがあります。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の状況（平成21年11月9日現在）

新株予約権付社債の残高	払込期日	償還日	転換価額	資本組入額
3,000百万円	平成21年 9月25日	平成26年 9月25日	436,800円	218,400円

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

- ・ 第三者割当

増資額	2,807,570千円
増資後資本金	4,718,252千円
増資後資本準備金	4,594,122千円
払込期日	平成19年11月30日
- ・ 一般募集

増資額	4,606,500千円
増資後資本金	7,044,300千円
増資後資本準備金	6,920,169千円
払込期日	平成20年7月14日

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- ・ 第三者割当
 増資額 141,573 千円
 増資後資本金 7,115,087 千円
 増資後資本準備金 6,990,956 千円
 払込期日 平成 20 年 7 月 30 日

- ・ 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行
 発行価額の総額 3,000 百万円
 当初転換価額 436,800 円
 払込期日 平成 21 年 9 月 25 日

② 過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
始値	220,000 円	300,000 円	434,000 円	270,500 円
高値	307,000 円	529,000 円	480,000 円	473,000 円
安値	164,000 円	185,000 円	132,600 円	249,600 円
終値	292,000 円	424,000 円	265,600 円	335,000 円
株価収益率	111.67 倍	66.21 倍	39.07 倍	—

- (注) 1. 平成 22 年 3 月期の株価については、平成 21 年 11 月 9 日現在で表示しております。
 2. 株価収益率は、当該決算期末の株価（終値）を当該決算期間の 1 株当たり当期純利益（連結）で除した数値であります。なお、平成 22 年 3 月期については、未確定のため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である塚脇正幸は、三菱UFJ証券株式会社に対し、発行価格決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、三菱UFJ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の譲渡、貸出し等を行わない旨合意しております。

また、一般募集に関連して、当社は三菱UFJ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、三菱UFJ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、譲渡、当社普通株式に転換可能もしくは交換可能な有価証券もしくは当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行または譲渡等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割による当社普通株式の発行、吸収分割・株式交換及び合併による当社普通株式の発行または自己株式の移転、ストックオプションの行使による当社普通株式の発行または譲渡等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記の場合において、三菱UFJ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。